

社会福祉法人愛宕会役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛宕会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事、監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等が、会議に出席したときは別表に定める報酬を支給する。

2 役員等が法人の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたったときは、別表の報酬を支給することができる。

(報酬を支給しない場合)

第4条 施設の職員が法人役員を兼務する場合には、この規程を適用しない。

(報酬の支給日)

第5条 日額の報酬は、その都度通貨により支給、または本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬の支給に関して必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表

区分	報酬額
評議員	日額 5,000円
理事	
監事	